

○ 水難救助部隊の運用上配慮すべき事項の細部事項について

令和2年3月18日備乙達第15号  
石川県警察本部長から関係所属長あて

(概要)

石川県警察警備部機動隊に設置の水難救助部隊に関し、

- 任務
- 編成
- 活動基準

のほか、その計画的、効果的な運営に必要な事項を定めるものである。